

<参考資料>

(参考資料1)

雇用調整助成金等の制度の変遷について

平成13年10月

- 対象事業主の変更
厚生労働大臣が指定する業種に属する事業主 → 業種にかかわらず、景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主
- 生産量要件の変更
最近3か月間の生産量が前年同期と比べ10%以上減少している場合に支給対象 → 最近6か月間
- 教育訓練費の変更：3,000円 → 1,200円
- 支給限度日数の変更：1指定期間200日 → 1年100日

平成13年11月

- 生産量要件の暫定的な特例措置（平成13年11月～平成14年3月）
最近2か月間の生産量が前年同期と比べ15%以上減少している場合に支給対象とした

平成14年6月

- 短時間休業の暫定的な特例措置（平成14年6月～平成17年3月）
特例短時間休業（部署単位などで行われる一定規模以上の短時間休業）を可能とした要件緩和

平成15年4月

- 支給限度日数の変更：1年100日 → 1年100日・3年150日

平成20年12月

- 中小企業緊急雇用安定助成金の創設
 - ・生産量要件の緩和
最近6か月間の生産量が前年同期と比べ10%以上減少 → 最近3か月間の生産量が前年同期と比べ5%以上（生産量減＋直近決算が赤字も可）減少している場合に支給対象
 - ・助成率引上げ：2/3 → 4/5
 - ・教育訓練費の引上げ：1,200円 → 6,000円
 - ・支給限度日数の緩和
1年間100日・3年間150日 → 1年間100日・3年間200日
- 雇用量要件（雇用保険被保険者数の最近6か月の月平均が前年同期比不増の場合に支

給)の撤廃

○対象労働者の範囲の拡大：被保険者期間6か月以上 → 期間を問わず対象

平成21年2月

○大企業の助成率引上げ：1/2 → 2/3

○支給限度日数の緩和

1年間100日・3年間200日（大企業は150日） → 1年間200日・3年間300日

○クーリング期間（利用後1年間は再度利用できない制度）の撤廃

○休業規模要件（一定規模以上の休業に対して支給）の撤廃

○特例短時間休業（労働者ごとの1時間単位の休業）を可能とした要件緩和

平成21年3月

○残業相殺（残業時間を助成対象となる休業日数から差し引く制度）の撤廃

○解雇等を行わない場合の助成率上乘せ：大企業：3/4、中小企業：9/10

平成21年6月

○障害者に関する助成率の上乗せ：大企業：3/4、中小企業：9/10

○大企業の教育訓練費の引上げ：1,200円 → 4,000円

○支給限度日数の緩和：1年間200日・3年間300日 → 3年間300日

○事業所内訓練において半日単位の教育訓練を可能とした

○新型インフルエンザに関する特例（平成21年6月～平成24年3月）
最近1か月の生産量で比較

平成21年11月

○出向の暫定的な特例措置（平成21年11月～平成22年11月）

再度の出向については、6か月を経過していなくても支給対象とした

平成21年12月

○生産量要件の緩和

赤字企業で生産量が前々年比10%以上減少していれば支給対象とした

平成22年5月、6月

○口蹄疫に関する特例（平成22年5月～平成24年3月）

最近1か月の生産量で比較（平成22年5月～）、口蹄疫発生農家等について生産量減少の見込みによる計画届の受理（平成22年6月～）

平成22年12月

○生産量要件の暫定的な特例措置（平成22年12月～平成23年12月）

赤字企業で円高の影響により生産量が3年前と比較して15%以上減少している場合に支給対象とした

平成23年2月

- 霧島山（新燃岳）の噴火及び鳥インフルエンザに関する特例（霧島山：平成23年2月～平成25年3月、鳥インフルエンザ：平成23年2月～平成24年3月）
最近1か月の生産量で比較

平成23年3月

- 東日本大震災に伴う特例（平成23年3月～平成24年3月）
最近1か月の生産量で比較、生産量減少の見込みによる計画届の受理等（青森、岩手、宮城、福島、茨城県の災害救助法適用地域）

平成23年4月

- 事業所内訓練に係る教育訓練費の引き下げ
大企業：4,000円 → 2,000円、中小企業：6,000円 → 3,000円
- 東日本大震災に伴う特例の対象地域、対象事業主を拡大
東京都を除く災害救助法適用地域の事業主及び当該事業所と一定規模以上の経済的関係のある事業所（被災地関連事業主）

平成23年5月

- 東日本大震災に伴う特例を拡大
対象事業主：被災地関連事業主と一定規模以上の経済的関係のある事業所（二次下請等事業主）を追加
特例内容：これまでの支給日数にかかわらず最大300日の受給が可能

平成23年7月

- 対象労働者の範囲に係る特例を廃止
期間を問わず対象 → 被保険者期間6か月以上（東日本大震災に伴う特例を利用する事業所については従来どおり）

平成23年10月

- 円高に伴う要件緩和（平成23年5月～平成25年3月）
最近1か月の生産量で比較、生産量減少の見込みによる計画届の受理

平成24年3月

- 東日本大震災に伴う特例（平成24年3月～平成25年3月）

対象事業主：被災地域事業主・被災地関連事業主・二次下請等事業主
 特例内容：生産量が前々年比10%以上減少している場合に支給対象とした

平成24年10月

- 生産量要件の変更
最近3か月間の生産量が前年同期と比べ10%以上減少している場合に支給、中小企業緊急雇用安定助成金の赤字要件の廃止
- 支給限度日数の変更：3年300日 → 1年100日・3年300日
- 事業所内訓練に係る教育訓練費の引き下げ
大企業：2,000円 → 1,000円、中小企業：3,000円 → 1,500円
(上記いずれも被災3県に所在する事業所は平成25年4月からの適用)

平成25年4月

- 中小企業緊急雇用安定助成金の廃止
- 助成率の変更：大企業：2/3 → 1/2、中小企業：4/5 → 2/3
- 助成率の上乗せの廃止
解雇等を行わない場合、障害者の場合の助成率の上乗せの廃止
- 事業所外訓練に係る教育訓練費の引き下げ
大企業：4,000円 → 2,000円、中小企業：6,000円 → 3,000円
(助成率の変更、上乗せの廃止、訓練費の引き下げについて、被災3県に所在する事業所は平成25年10月からの適用)

平成25年6月

- 残業相殺の復活
- 雇用量要件の復活

平成25年10月

- 支給限度日数の変更
3年300日 → 3年150日(被災3県に所在する事業所は平成26年4月からの適用)

平成25年12月

- クーリング期間制度の復活
- 休業規模要件の復活
- 特例短時間休業の廃止
- 教育訓練費について、大企業・中小企業ともに一律1,200円とした
- 事業所外訓練において半日単位の教育訓練を新設

平成 26 年 12 月

- 御嶽山噴火被害に関する特例（平成 26 年 12 月～平成 27 年 9 月）
最近 1 か月の売上高又は生産量が前年同期比 10%以上減少

平成 27 年 7 月

- 箱根山（大涌谷周辺）火山活動の活発化に関する特例（平成 27 年 7 月～平成 28 年 6 月）
最近 1 か月の売上高又は生産量が前年同期比 10%以上減少

平成 28 年 4 月

- 熊本地震に関する特例（平成 28 年 4 月～）
最近 1 か月の売上高又は生産量が前年同期比 10%以上減少

平成 28 年 5 月

- 熊本地震に関する特例（平成 28 年 5 月～）
雇用量要件を撤廃
助成率の変更：大企業：1/2 → 2/3、中小企業：2/3 → 4/5（九州のみ）
クーリング期間を撤廃
対象労働者：被保険者期間 6 か月以上→期間を問わず全員

平成 28 年 6 月

- 熊本地震に関する特例（平成 28 年 6 月～）
最近 1 か月の売上高又は生産量が前年同期比又は震災直前比 10%以上減少

平成 28 年 8 月

- 熊本地震に関する特例（平成 28 年 8 月～）
支給限度日数：1 年 300 日（九州のみ）

雇用調整助成金等の制度の変遷について(1/8)

		平成20年度当初	1次補正 (20年12月1日から実施)※1	生活対策・ 生活防衛対策 (20年12月実施分)	生活対策・ 生活防衛対策 (21年2月6日実施)	(21年3月13日、3月30日、4 月1日実施)
生産量要件	大企業	最近6か月の生産 量が前年同期比 10%以上減	最近3か月の生産量 が前年同期比5%以上 減 ・直近の決算等が赤 字(生産量が5%以上 減の場合は不要)	最近3か月の生産 量が直前3か月又 は前年同期比5% 以上減	生産量要件に ついては「売上 高又は生産量」 で把握	
	中小企業			・最近3か月の生産 量が直前3か月又 は前年同期比減 ・直近の決算等が 赤字(生産量が5% 以上減の場合は不 要)		
雇用量要件	大企業	最近6か月の雇用 量が前年同期比不 増	最近3か月の雇用 量が前年同期比不 増	撤廃		
	中小企業					
助成率	大企業	2/1	4/5		2/3	(3月30日実施) 解雇等を行わない場合の助 成率の上乗せ 3/4
	中小企業	2/3			(3月30日実施) 解雇等を行わない場合の助 成率の上乗せ 9/10	
教育訓練費	大企業	1,200円	6,000円			
	中小企業					
支給限度日数		1年間100日 3年間150日	1年間100日 3年間150日(大企業) 200日(中小企業)		1年間200日 3年間300日	
クーリング期間※2		あり			撤廃	
休業規模 ※3	大企業	1/15以上			撤廃	
	中小企業	1/20以上				
対象労働者		被保険者期間6か 月以上		被保険者：期間を 問わず全員 被保険者以外：雇 用期間6か月以上		(4月1日実施) 被保険者：期間を問わず全 員被保険者以外：廃止(被 保険者要件の改正による。)
		出向先で休業を 行った場合、在籍 出向者は対象外				
短時間休業		以下の休業が対象 ・事業所単位で1時 間ごと ・労働者単位で1日 ごと			以下の休業を追 加 ・労働者単位で 1時間ごと	(4月1日実施) 以下の要件を廃止 ・時間外労働不可
教育訓練						(3月13日実施) 実施基準の明確化
その他						(3月13日実施) 事業主独自様式の受付 (3月13日実施) 残業相殺の廃止 (4月1日実施) 局独自様式の廃止

※1 中小企業緊急雇用安定助成金を創設。

※2 従来の雇用調整助成金は、制度利用後1年を経過するまでの期間は再度利用することができない。

※3 休業延べ日数が所定労働延べ日数の一定割合以上とならない場合は助成対象とならない。

雇用調整助成金等の制度の変遷について(2/8)

		経済危機対策 (21年6月8日実施)		緊急雇用対策 新たな経済対策 (21年11月30日、12月2日実施) (12月14日実施)		(22年4月1日実施)	(22年5月25日実施、6月4日実施、11月1日実施)
生産量要件	大企業		【新型コロナウイルスに伴う特例】 最近1か月の売上高又は生産量が直前1か月又は前年同期比5%以上減	(12月14日実施) ・最近3か月の売上高又は生産量が前々年同期比10%以上減少し、直近の決算等が赤字 (対象期間の初日が平成21年12月14日から平成22年12月13日の間にあるものに限る)			【口蹄疫に伴う特例】 (5月25日実施) ・最近1か月の売上高又は生産量が直前1か月又は前年同期比5%以上減 (6月4日実施) ・口蹄疫発生農家等について移動制限解除後の1か月間の生産計画等により、売上高、生産量等が5%以上減少する見込みであれば「計画届」を受理する
	中小企業		【新型コロナウイルスに伴う特例】 ・最近1か月の売上高又は生産量が直前1か月又は前年同期比減 ・直近の決算等が赤字(生産量が5%以上減の場合は不要)	(12月2日実施) ・最近3か月の売上高又は生産量が前々年同期比10%以上減少し、直近の決算等が赤字 (対象期間の初日が平成21年12月2日から平成22年12月1日の間にあるものに限る)			【口蹄疫に伴う特例】 (5月25日実施) ・最近1か月の売上高又は生産量が直前1か月又は前年同期比減 ・直近の決算等が赤字(生産量が5%以上減の場合は不要) (6月4日実施) ・口蹄疫発生農家等について移動制限解除後の1か月間の生産計画等により、売上高、生産量等が5%以上減少する見込みであれば「計画届」を受理する
雇用量要件	大企業 中小企業						
助成率	大企業	障害者に関する助成率の上乗せ 3/4					
	中小企業	障害者の助成率の上乗せ9/10					
教育訓練費	大企業	4,000円					
	中小企業						
支給限度日数		3年間300日					
クーリング期間							
休業規模	大企業						
	中小企業						
対象労働者		在籍出向者を支給対象とする					
短時間休業							
教育訓練	事業所内訓練の場合は半日(3時間以上所定労働時間未満)単位も可						計画届について、各労働者ごとに予定日を記載する様式を追加するとともに計画の範囲内で減少する場合も含め、変更の都度、変更届の提出を義務づけ
その他			(11月30日実施) 平成21年11月30日から平成22年11月29日までに開始される再度の出向については、6か月を経過していなくても支給対象				
			申請様式の改正(統合による簡略化)		(11月1日実施) 申請様式の改正(11月1日以降の申請について不正受給が判明した場合は事業所名等を公表する)		

雇用調整助成金等の制度の変遷について(3/8)

		1次補正 (制度要求) (22年12月2日実施、12月14日実施)	(平成23年2月22日実施)	(平成23年3月17日実施)	(平成23年4月1日実施)	日本はひとつ しごとプロジェクト第1段階 (平成23年4月6日実施)
生産量要件	大企業	(12月14日実施) ・円高の影響により生産量、売上高等の回復が遅れており、最近3か月の売上高又は生産量が3年前の同期比で15%以上減少し、かつ直近の決算等が赤字 (対象期間の初日が平成22年12月14日から平成23年12月13日の間にあるものに限る)	【霧島山(新燃岳)、鳥インフルエンザに伴う特例】 最近1か月の売上高又は生産量が直前1か月又は前年同期比5%以上減	【東日本大震災の発生に伴う特例】 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県のうち災害救助法適用地域に所在する事業主について適用する(被災地域事業主) ・最近1か月の売上高又は生産量が直前1か月又は前年同期比5%以上減(対象期間の初日が平成24年3月10日までのものに限る) ・災害後1か月の間、売上高、生産量等が5%以上減少する見込みであれば「計画届」を受理する(平成23年6月16日までに提出された計画届が対象)		【東日本大震災の発生に伴う特例】 平成23年3月17日の特例対象事業主を拡大し、次の事業主にも適用 ・栃木県、千葉県、長野県、新潟県のうち災害救助法適用地域に所在する事業主(被災地域事業主) ・特例対象地域に所在する事業所等と一定規模以上(助成金を受けようとする事業所の総事業量の1/3以上)の経済的関係を有する事業主(被災地関連事業主) ・計画停電の実施地域に所在し、計画停電により事業活動が縮小した事業主(計画停電事業主)
	中小企業	(12月2日実施) ・円高の影響により生産量、売上高等の回復が遅れており、最近3か月の売上高又は生産量が3年前の同期比で15%以上減少し、かつ直近の決算等が赤字 (対象期間の初日が平成22年12月2日から平成23年12月1日の間にあるものに限る)	【霧島山(新燃岳)、鳥インフルエンザに伴う特例】 ・最近1か月の売上高又は生産量が直前1か月又は前年同期比減 ・直近の決算等が赤字(生産量が5%以上減の場合は不要)	【東日本大震災の発生に伴う特例】 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県のうち災害救助法適用地域に所在する事業主について適用する(被災地域事業主) ・最近1か月の売上高又は生産量が直前1か月又は前年同期比5%以上減(対象期間の初日が平成24年3月10日までのものに限る) ・災害後1か月の間、売上高、生産量等が5%以上減少する見込みであれば「計画届」を受理する(平成23年6月16日までに提出された計画届が対象)		【東日本大震災の発生に伴う特例】 平成23年3月17日の特例対象事業主を拡大し、次の事業主にも適用 ・栃木県、千葉県、長野県、新潟県のうち災害救助法適用地域に所在する事業主(被災地域事業主) ・特例対象地域に所在する事業所等と一定規模以上(助成金を受けようとする事業所の総事業量の1/3以上)の経済的関係を有する事業主(被災地関連事業主) ・計画停電の実施地域に所在し、計画停電により事業活動が縮小した事業主(計画停電事業主)
雇用要件	大企業 中小企業					
助成率	大企業 中小企業					
教育訓練費	大企業 中小企業				事業所内訓練 2,000円 事業所外訓練 4,000円 事業所内訓練 3,000円 事業所外訓練 6,000円	
支給限度日数						
クーリング期間						
休業規模	大企業 中小企業					
対象労働者						
短時間休業						
教育訓練						
その他				・労組等との協定が確約書による場合も可 ・書類整備が困難な事業主に対しては疎明による代替も可		

雇用調整助成金等の制度の変遷について(4/8)

		一次補正 (平成23年5月2日実施)	(平成23年7月1日)	三次補正 (制度要求) (平成23年10月7日実施)	(平成24年3月11日実施)
生産量要件	大企業	<p>【東日本大震災の発生に伴う特例】</p> <p>平成23年3月17日、4月6日の特例対象事業主を拡大し、次の事業主にも適用</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災地関連事業主と一定規模以上(助成金を受けようとする事業所の総事業量の1/2以上)の経済的関係を有する事業主(二次下請等事業主) 		<p>【円高の進行発生に伴う特例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 最近1か月の売上高又は生産量が直前1か月又は前年同期比5%以上減 最近1か月の間の、売上高、生産量等が5%以上減少する見込みであれば「計画届」を受理する 	<p>【東日本大震災の発生に伴う特例】</p> <p>被災地域事業主、被災地関連事業主、二次下請け等事業主について適用する</p> <ul style="list-style-type: none"> 最近3か月の売上高又は生産量が前々年同期比10%以上減(対象期間の初日が平成24年3月11日から平成25年3月10日までのものに限る)
	中小企業	<p>【東日本大震災の発生に伴う特例】</p> <p>平成23年3月17日、4月6日の特例対象事業主を拡大し、次の事業主にも適用</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災地関連事業主と一定規模以上(助成金を受けようとする事業所の総事業量の1/2以上)の経済的関係を有する事業主(二次下請等事業主) 		<p>【円高の進行発生に伴う特例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 最近1か月の売上高又は生産量が直前1か月又は前年同期比減 直近の決算等が赤字(生産量が5%以上減の場合は不要) 最近1か月の間の、売上高、生産量等が5%以上減少する見込みであれば「計画届」を受理する 	<p>【東日本大震災の発生に伴う特例】</p> <p>被災地域事業主、被災地関連事業主、二次下請け等事業主について適用する</p> <ul style="list-style-type: none"> 最近3か月の売上高又は生産量が前々年同期比10%以上減(対象期間の初日が平成24年3月11日から平成25年3月10日までのものに限る)
雇用量要件	大企業 中小企業				
助成率	大企業				
	中小企業				
教育訓練費	大企業				
	中小企業				
支給限度日数		5月2日以降に開始する特例の対象期間においては、通常の限度日数と別に300日			
クーリング期間					
休業規模	大企業				
	中小企業				
対象労働者			被保険者期間6か月以上 (東日本大震災の影響を受けた特例対象事業主は除く)		
短時間休業					
教育訓練					
その他					

雇用調整助成金等の制度の変遷について(5/8)

		(平成24年4月1日実施)	(平成24年10月1日実施)	(平成25年4月1日実施)
生産量要件	大企業	【新型インフルエンザ】、【口蹄疫】、【鳥インフルエンザ】にかかる特例廃止	(基本要件) ・最近3か月の売上高又は生産量が前々年同期比10%以上減 (被災3県に所在する事業所は平成25年4月1日から)	【霧島山】、【円高】に係る特例廃止
	中小企業	【新型インフルエンザ】、【口蹄疫】、【鳥インフルエンザ】にかかる特例廃止	(基本要件) ・最近3か月の売上高又は生産量が前々年同期比10%以上減 (赤字要件を廃止) (被災3県に所在する事業所は平成25年4月1日から)	【霧島山】、【円高】に係る特例廃止
雇用量要件	大企業 中小企業			
助成率	大企業			1/2 (上乗せ廃止) (被災3県に所在する事業所は平成25年10月1日より)
	中小企業			2/3 (上乗せ廃止) (被災3県に所在する事業所は平成25年10月1日より)
教育訓練費	大企業		事業所内訓練1,000円 事業所外訓練4,000円 (被災3県に所在する事業所は平成25年4月1日より)	事業所内訓練1,000円 事業所外訓練2,000円 (被災3県に所在する事業所は平成25年10月1日より)
	中小企業		事業所内訓練1,500円 事業所外訓練6,000円 (被災3県に所在する事業所は平成25年4月1日より)	事業所内訓練1,500円 事業所外訓練3,000円 (被災3県に所在する事業所は平成25年10月1日より)
支給限度日数			1年間100日 3年間300日 (被災3県に所在する事業所は平成25年4月1日より)	
クーリング期間				
休業規模	大企業 中小企業			
対象労働者				
短時間休業				
教育訓練			事業所外訓練の場合も受講レポート提出の義務づけ	外国人技能実習生は助成対象外
その他				中小企業緊急雇用安定助成金を雇用調整助成金に統合(中小企業緊急雇用安定助成金の廃止3/31)

雇用調整助成金等の制度の変遷について(6/8)

		雇用保険2事業助成金共通要 領化 (平成25年5月16日実施)	(平成25年6月1日実 施)	(平成25年10月1日実 施)	(平成25年12月1日 実施)
生産量 要件	大企業				
	中小企業				
雇用量 要件	大企業	最近3か月の雇用量が 前年同期と比べ、大企 業5%を超えかつ6人 以上、中小企業10%を 超えかつ4人以上増加 してない			
	中小企業				
助成率	大企業				
	中小企業				
教育訓 練費	大企業				
	中小企業	1,200円			
支給限度日数					3年間150日 (被災3県に所在する 事業所は平成26年4 月1日より)
クーリング期間		あり			
休業規 模	大企業	1/15以上			
	中小企業	1/20以上			
対象労働者					
短時間休業		特例短時間休業につ いて、始業または終業 まで連続して行われな い場合は助成対象とし ない等要件追加			特例短時間休業の廃 止
教育訓練		<ul style="list-style-type: none"> ・受講日の業務不可 ・事業所外訓練の半日 訓練設置(3時間以上 所定労働未滿) ・ネガティブリストの追 加 			
その他		<p>雇用関係助成金の創設に伴う 制度改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用調整助成金の申請書類 に不備がある場合、都道府県 労働局長が定めた期間内に補 正を行わない事業所は、助成 対象外とする。 ・雇用調整助成金の支給を行う ための審査に必要な書類等の 提出を拒む事業所や、事業所 訪問・立入検査を拒む事業所 は、助成対象外とする。 ・支給申請日または支給決定 日の時点で倒産している事業 所は助成対象外とする。 ・性風俗関連営業・接待を伴う 飲食等営業又はこれら営業の 一部受託する営業を行う事業 所は助成対象外とする。等 			
		残業相殺の復活(対象 労働者単位)			

雇用調整助成金等の制度の変遷について(7/8)

		(平成26年12月1日実施)	(平成27年7月8日実施)	(平成28年4月21日実施)	(平成28年5月16日実施)
生産量要件	大企業	【御嶽山の噴火に伴う特例】 ・最近1か月の売上高又は生産量が前年同期比10%以上減少	【箱根山(大涌谷周辺)の火山活動の活発化に伴う特例】 ・最近1か月の売上高又は生産量が前年同期比10%以上減少	【平成28年熊本地震に伴う特例】 ・最近1か月の売上高又は生産量が前年同期比10%以上減少	【平成28年熊本地震に伴う特例】
	中小企業				
雇用量要件	大企業				撤廃
	中小企業				
助成率	大企業				2/3 (九州のみ)
	中小企業				4/5 (九州のみ)
教育訓練費	大企業				
	中小企業				
支給限度日数					
クーリング期間					撤廃
休業規模	大企業				
	中小企業				
対象労働者					被保険者:期間を問わず全員
短時間休業					
教育訓練					
その他					

雇用調整助成金等の制度の変遷について(8/8)

		(平成28年6月1日実施)	(平成28年8月5日実施)
生産量要件	大企業	【平成28年熊本地震に伴う特例】 ・最近1か月の売上高又は生産量が前年同期比又は震災直前比10%以上減少	【平成28年熊本地震に伴う特例】
	中小企業		
雇用量要件	大企業		
	中小企業		
助成率	大企業		
	中小企業		
教育訓練費	大企業		
	中小企業		
支給限度日数			1年300日 (九州のみ)
クーリング期間			
休業規模	大企業		
	中小企業		
対象労働者			
短時間休業			
教育訓練			
その他			